

浪速区地域福祉ビジョン

(素案)



令和6年12月

浪速区地域福祉ビジョン

1 地域福祉ビジョンの改定にあたって

- (1) 改定の背景、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
- (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2

2 地域福祉をめぐる動向

- (1) 人口・世帯の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- (2) 高齢者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4～5
- (3) 障がい者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5
- (4) こどもの動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 5～6
- (5) 生活困窮者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- (6) 権利擁護の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 6～7

3 これまでの取り組み状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8

4 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9

5 取り組みの方向性

- (1) 人口・世帯の動向によるもの・・・・・・・・・・P 10～11
- (2) 高齢者の動向によるもの・・・・・・・・・・P 12～13
- (3) 障がい者の動向によるもの・・・・・・・・・・P 14
- (4) こどもの動向によるもの・・・・・・・・・・P 15
- (5) 生活困窮者の動向によるもの・・・・・・・・・・P 16
- (6) 権利擁護の動向によるもの・・・・・・・・・・P 17～18
- (7) 災害時等における要援護者への支援・・・・・・・・P 19



1 地域福祉ビジョンの改定にあたって

(1) 改定の背景、位置づけ

浪速区で令和元年11月策定した「浪速区地域福祉ビジョン」（令和元年度～令和5年度）の計画期間が令和7年3月に終了するため、令和7年4月以降の新しいビジョンが必要となります。

この新しいビジョンは、「第3期大阪市地域福祉基本計画」（令和6年度から3か年の計画）等との整合性を図り、これまでの地域福祉の取り組みを踏まえ、浪速区の特성에応じた計画とする必要があります。

新しいビジョンは、令和6年度から令和8年度を期間とする「第3期大阪市地域福祉基本計画」をはじめとする市の各種計画（「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「こども・子育て支援計画」等）を踏まえ、浪速区の特性に合わせた計画となっています。

新しいビジョンは、現行の「浪速区将来ビジョン」がめざす「住んで誇りに思える、魅力と活力あふれるまち 浪速区」をめざす取り組みの方向性を具体的に示すものとして策定しています。

この新しいビジョンに基づき、区民一人ひとりが自分らしく生きることのできる、地域福祉が充実した暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

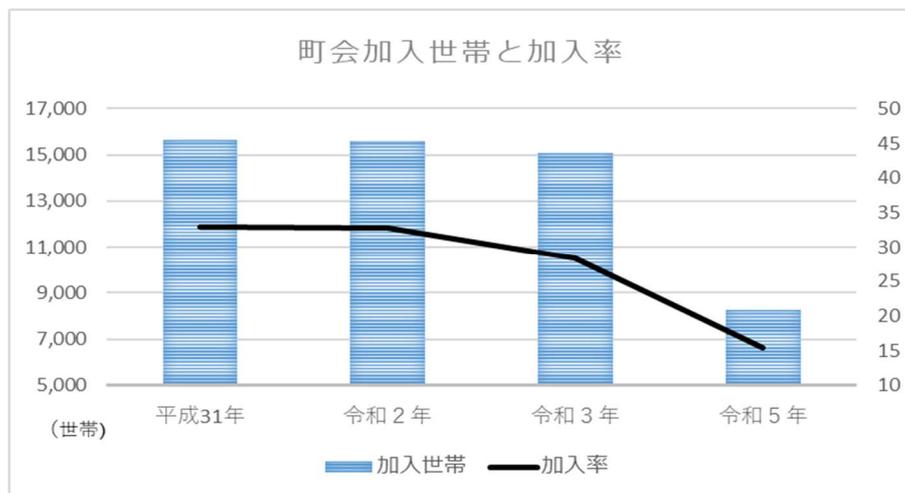
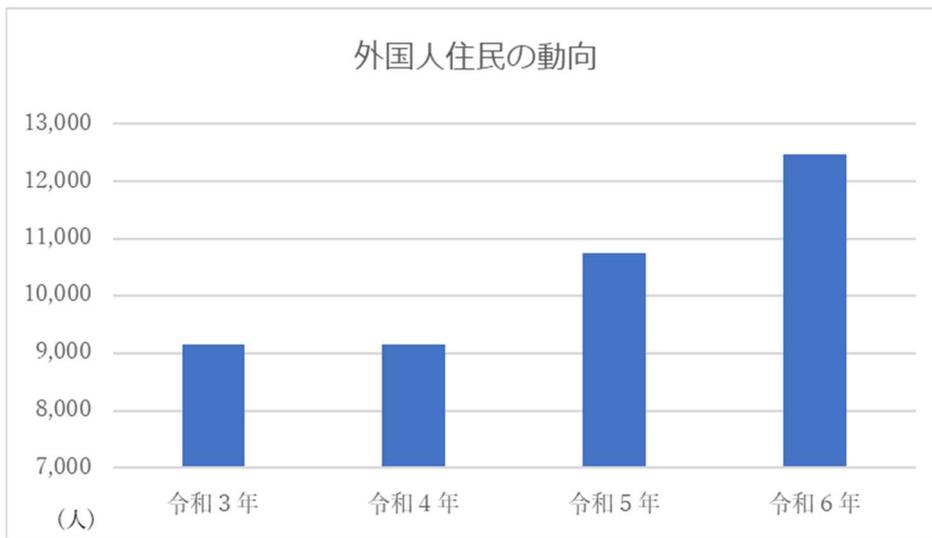
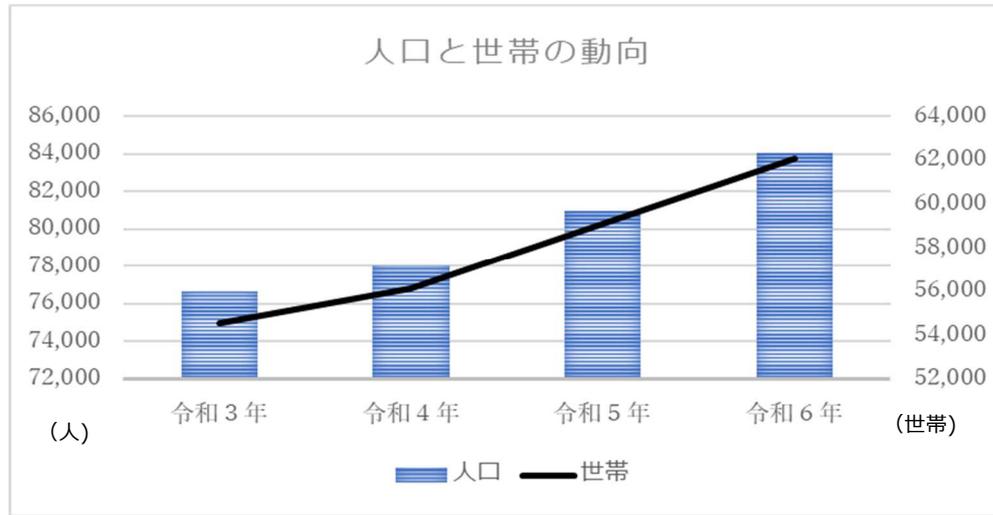
(2) 計画の期間

令和7年4月から令和10年3月末まで

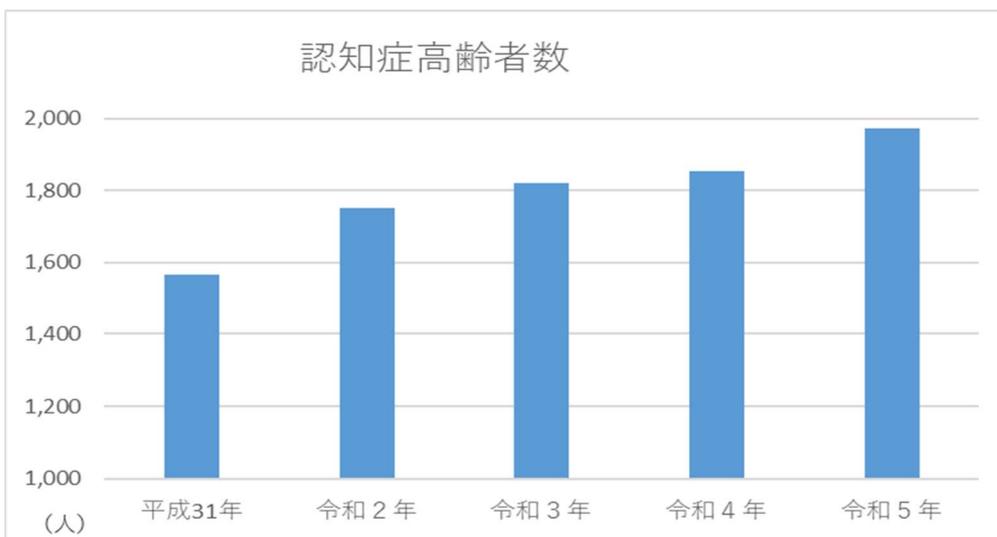
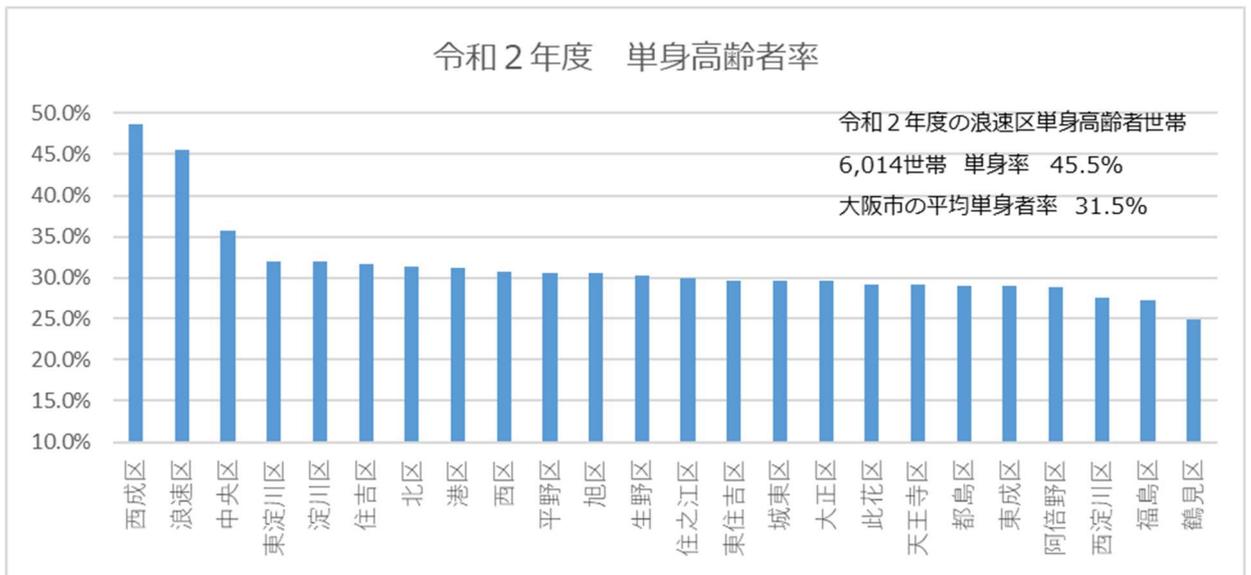
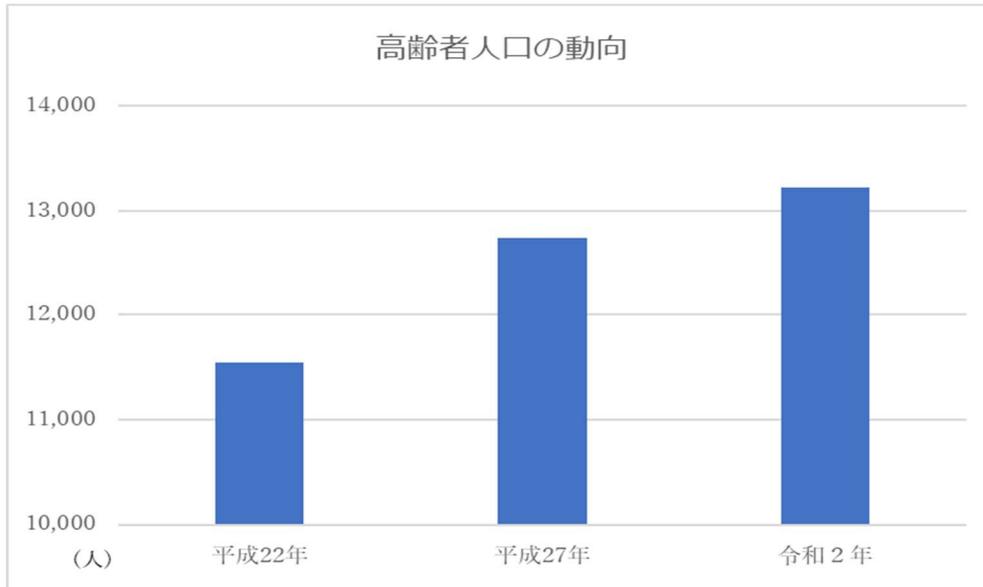
※ただし、浪速区将来ビジョンや大阪市の各種計画の改訂により修正する必要がある場合は適宜見直すこととします。

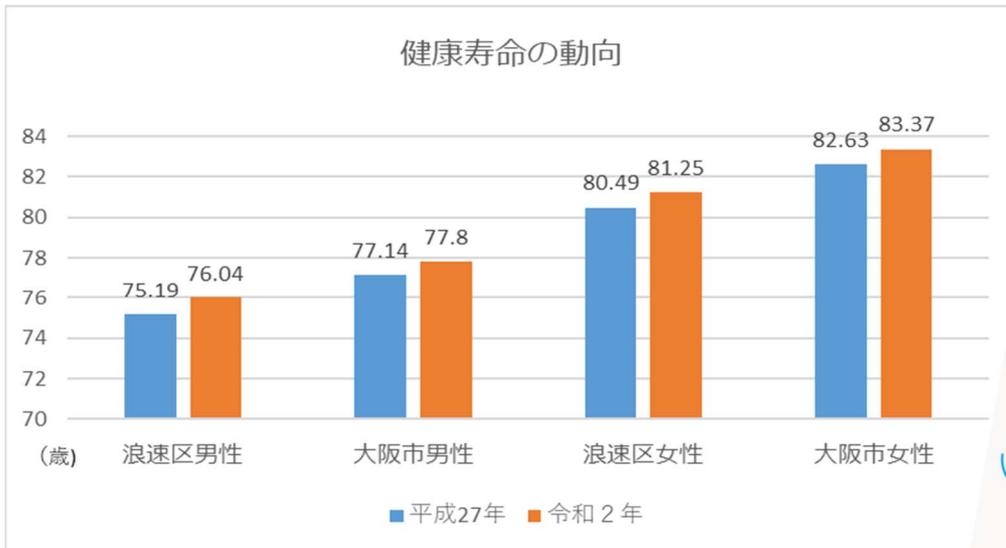
2 地域福祉をめぐる状況

(1) 人口・世帯の動向

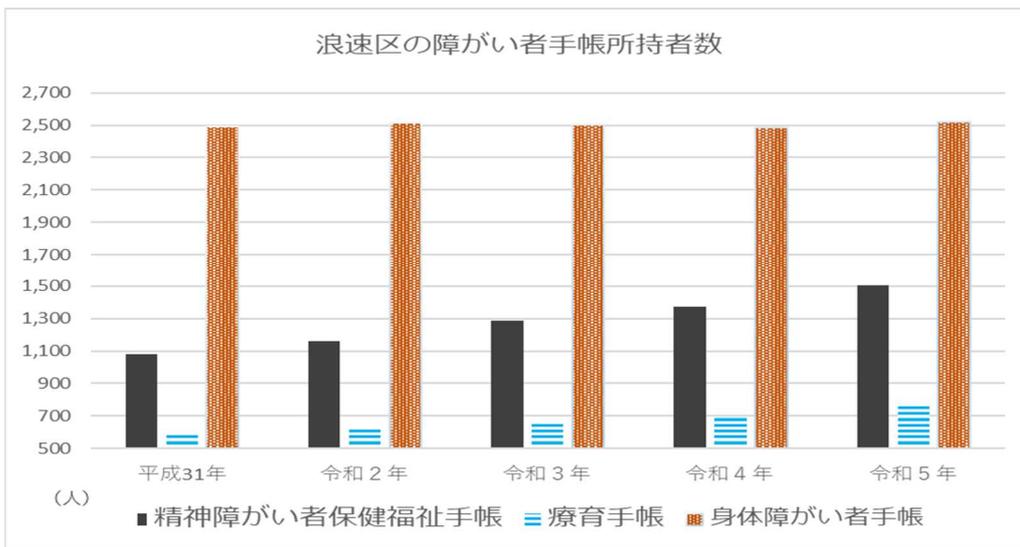


(2) 高齢者の動向

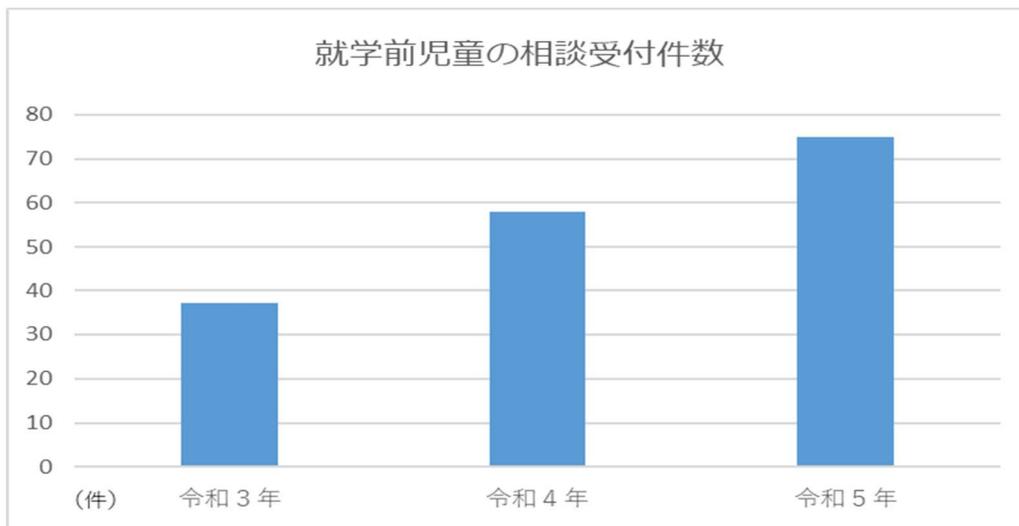


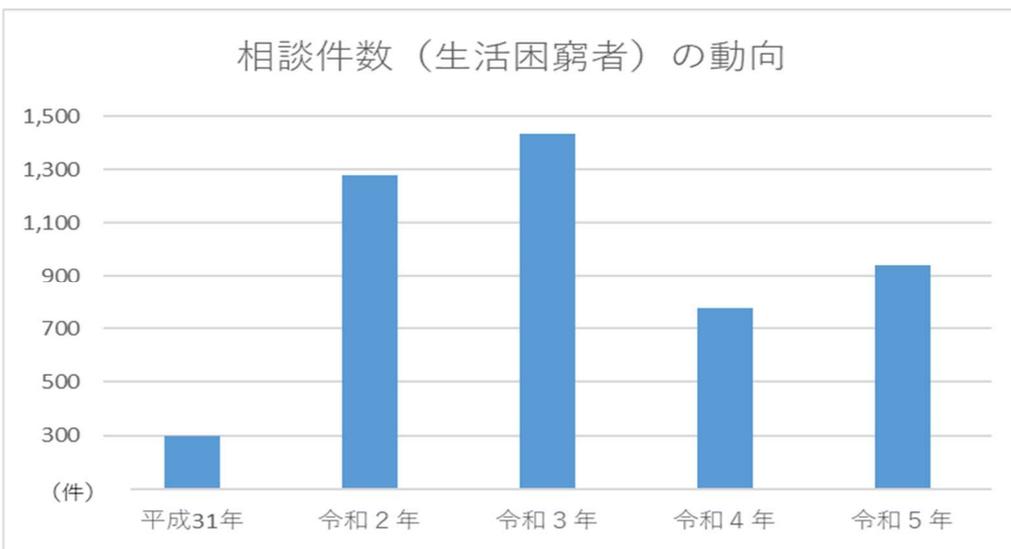
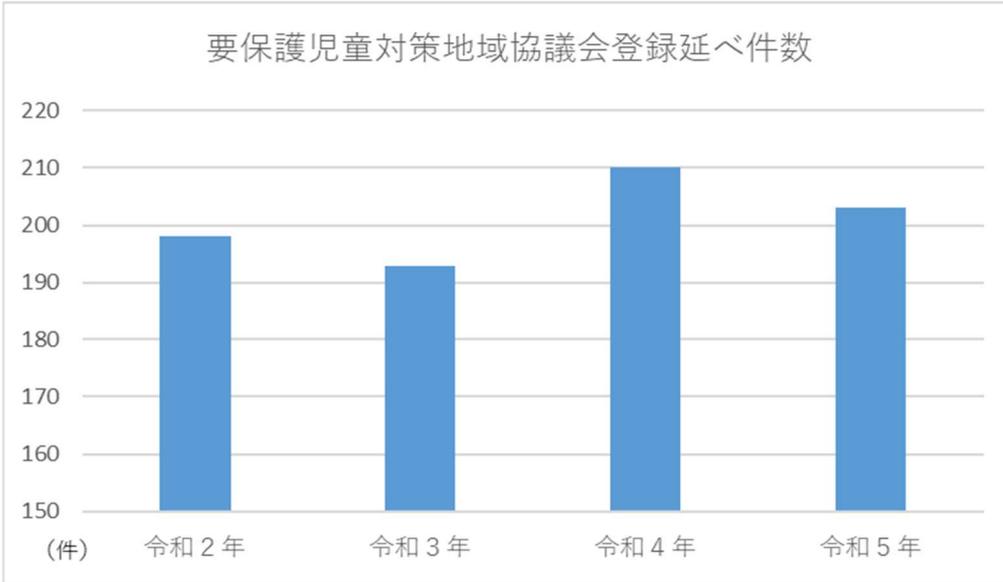


(3) 障がい者の動向

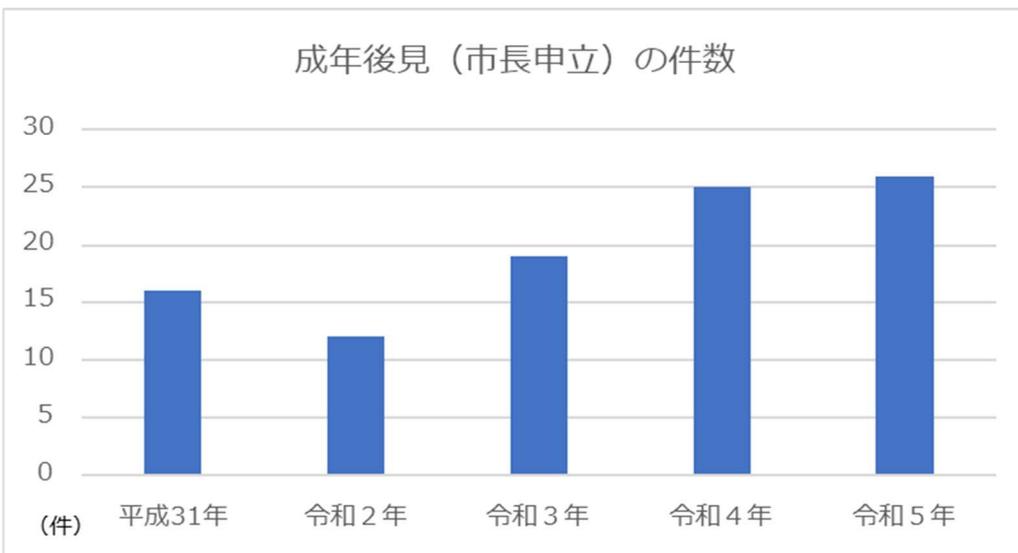


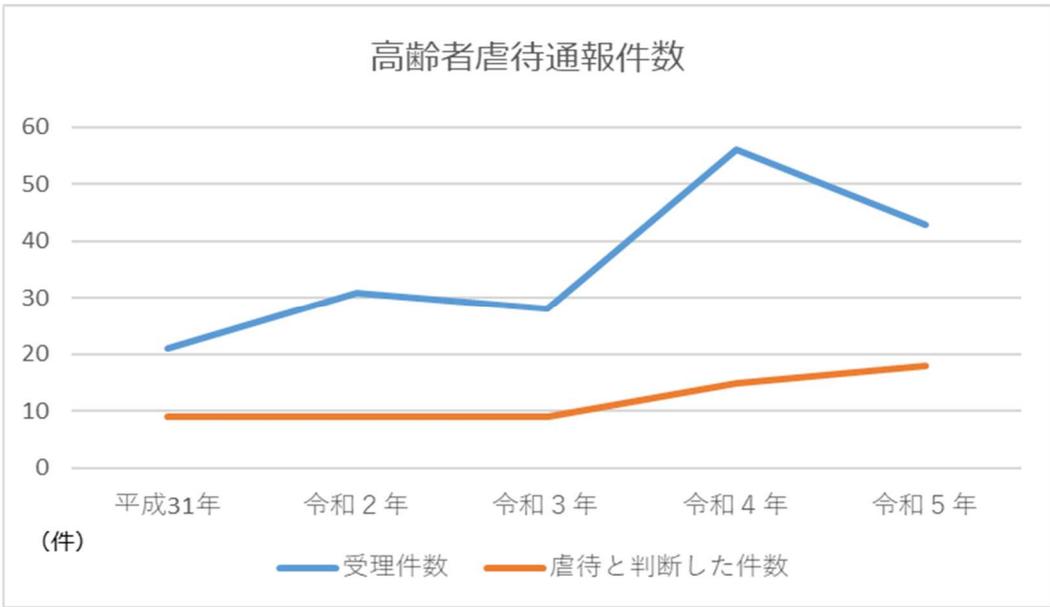
(4) こどもの動向





(6) 権利擁護の動向





3 これまでの取り組み状況

浪速区将来ビジョンでは、浪速区のめざす将来像として「住んで誇りに思える、魅力と活力あふれるまち 浪速区」を実現する柱として、「健やかで人と人がつながるまちづくり」を掲げ、地域福祉や健康づくりを推進してきました。

浪速区将来ビジョンに基づく年度ごとの具体的な取り組みとして浪速区運営方針を策定し、取り組みの成果を測定しています。

【めざす状態】

- ・地域に身近な相談者や窓口があり、一人ひとりが安心して、住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できると感じられる状態
- ・身近な地域で、安心して子どもを「産み」「育て」、将来も住み続けたいと思っている状態

【主な具体的取り組み】

見守り活動

- ・地域の実情や要支援者のニーズに応じた地域福祉の取組の充実に向け、「要援護者名簿」を活用し、地域や関係団体とも連携・協働して地域の見守り活動を推進しています。
- ・見守り活動の認知度向上に向け、区広報紙等での周知や情報を発信しています。

子育て支援の充実

- ・子育て世帯の多様な相談や支援ニーズに対応し、子育てしやすい環境づくりを進めています。

相談支援体制の充実

- ・複合的な課題を抱えた人に対して、総合的な支援が行えるよう体制を整備し、的確に対応できる仕組みづくりを進めています。

虐待防止や権利擁護の推進

- ・障がい者や高齢者等に対する虐待の予防、早期発見、早期対応に向け関係機関と連携して取り組むとともに成年後見制度の利用を積極的に進めています。

【成果目標・実績】

- ・要援護者名簿を活用し、地域に応じた見守り会議が開催されている地域数
全11地域（令和5年度末：6地域）
- ・令和7年度末まで重大な児童虐待0（ゼロ）を維持

4 基本的な考え方

年齢や障がいの有無、国籍・文化の違いなどに関係なく、誰もがひとりの人間として尊重され、人と人とのつながりを感じることでできる地域社会づくりをめざします。

そのために（大きな方向性として）

① すべての区民が安心して暮らせる地域づくり

普段からの地域福祉の取組みとして、地域住民による見守り活動・居場所づくりの支援を行うことなどによって重層的な見守り体制を構築していき、孤立のない支えあいの地域社会を目指すとともに、災害時においても避難行動要支援者への対応に活用できるような取組みを進めていく。

② すべての区民が健やかに暮らせる地域づくり

高齢者や障がい者をはじめ、支援が必要な子どもや子育てに悩む保護者など、支援を必要とするすべての方を適切な支援につなげていくことにより、健やかに暮らせる地域づくりを進める。

③ すべての区民の人権が尊重される地域づくり

個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるように、判断能力が不十分な人の意思決定を支援するような取組みを進める。

④ 広くみんなで支え合う地域づくり

あらゆる世代の住民に、地域での支え合い、助け合いの意識づくりと、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めることにより、みんなで支え、助け合う地域づくりを目指します。

5 取り組みの方向性

(1) 人口・世帯の動向によるもの

【現状】

地域活動団体（地域活動協議会など）、民生委員・児童委員地区協議会、地区社会福祉協議会等により食事サービスやふれあい喫茶、世代を超えたふれあい・交流事業や高齢者の見守り等さまざまな地域活動が展開され地域コミュニティが育まれてきました。

人口は増加していますが、マンション居住者や若い世代の地域活動への関心の低さ、人と人とのつながりの希薄化といった問題が生じるなど、地域活動の担い手不足や、高齢化、固定化が進んでいます。コンビニエンスストアや郵便局で働く方に対して認知症対応のポイントを記載したリーフレットを活用した対応をお願いしています。

外国人住民も増加していますが日本語の理解が十分でない方が存在します。

行政が保有する要援護者情報（要介護3以上などの一定の要件を有している方）と地域福祉コーディネート事業により収集した要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を地域活動協議会や民生委員・児童委員等に提供し、日常的な見守り活動を展開しています。

【課題】

マンション居住者や若い世代等、これまで地域活動への関わりが薄かった人たちに対して、身近な地域でのつながりの大切さを実感し、地域の課題を地域全体で解決するために取り組む意識づくりを進めることや、地域でのイベントなど、誰もが気軽に参加できる活動の場の情報を発信するなど、新たな担い手づくりが必要です。

外国人住民とのコミュニケーションツールが十分でないため、要望の聞き取りや制度の説明、情報発信などが十分にできていません。

地域の日常的な気づきや発見を、こうした見守り活動者につなげ、状況を把握していくなど、関係者が一体となって取り組みを進めることが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・地域での人のつながりや絆づくり、担い手づくりを推進するため、マンション居住者や若い世代等に対し、地域での支えあい、助けあいの意識づくりを進めます。
- ・区の広報紙やホームページ、SNSを利用した情報発信や生活関連施設等に働きかけを行い、地域福祉活動等への参加のきっかけづくりを進めます。
- ・チラシの多言語化や外国語翻訳機の導入を進めます。
- ・地域でのさまざまな福祉活動の展開を支援し、「見守りネットワーク強化事業」や

地域活動団体等との連携を通じて要援護者の把握に努めるとともに、「地域見守り会議」の実施などにより見守り活動の充実を図ります。

(2) 高齢者の動向によるもの

【現状】

健康寿命の延伸に向け、地域主体の健康づくり活動や認知症に対する予防活動など介護予防活動を展開するとともに、生活習慣の見直しや健康づくりに関する啓発を行ってきましたが、健康寿命や特定健診の受診率向上にはつながっていません。

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域包括支援センター、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所等で構成する在宅医療・介護連携推進会議では、在宅医療・介護の連携推進をめざし、区民啓発のための講演会の開催や、「浪速区版ACP（人生会議）もしものときのメッセージ」のリーフレットの作成・周知を行っています。また、医療、介護関係者のお互いの顔が見える関係づくりを推進していくため、多職種による研修などに取り組んでいます。

浪速区社会福祉協議会は食事サービスや「いきいき百歳体操」、老人クラブ等による健康づくり、仲間づくり、生きがいつくりの活動を支援しています。

地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、介護、福祉、保健に関する悩みや相談に応じる地域の身近な相談窓口としてさまざまな関係機関と協力しながら高齢者を支援しています。

区内には3か所の総合相談窓口（ランチ）を設置しており、運営に関しては「浪速区地域包括支援センター運営協議会」で協議をしています。

【課題】

特定健診の受診率や健康寿命の向上に向けた意識啓発が必要です。

区民による在宅医療サービスの利用を促進していくため、区民、関係者に対し、在宅医療・介護連携の具体的なメリットを示しながら、在宅医療・介護サービスの連携を推進する必要があります。

食事サービスや「いきいき百歳体操」、老人クラブ等による健康づくり、仲間づくり、生きがいつくり活動の参加者数の向上が必要です。

地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）など高齢者支援窓口の認知度を向上させる必要があります。

【取り組みの方向性】

・関係団体と連携し、健康づくり・介護予防、認知症予防の広報・啓発を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

・区在宅医療介護連携推進会議の構成団体と連携しながら、本人の意思を尊重した在宅生活を支える必要な医療・介護サービスが、切れ目なく一体的に提供されるよう、在宅医療・介護連携の取り組みを推進します。

- 住民主体の健康づくりや通いの場を支援するとともに、区内で実施されている健康づくり、仲間づくり、生きがいづくり活動の紹介や情報発信を行い、区民の参加を促します。
- 地域包括支援センターと総合相談窓口（ブランチ）の認知度向上に向けた広報を進めます。

(3) 障がい者の動向によるもの

【現状】

障がい者基幹相談支援センターが、障がいのある方や家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助など必要な支援を行っています。

また、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員を生活経験豊富な障がい当事者又は関係者に委嘱し、身近な地域での相談を行っています。

障がい者福祉に関するシステムづくり協議の場として、浪速区地域自立支援協議会が設置され、その役割の1つとして区内にある相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し連携を強化することで、相談支援サービスの向上に努めています。

【課題】

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らしていくために、相談支援機関等と連携し、個々の状況やニーズに応じた福祉サービスの提供や自立支援を進めていくことが必要です。

既存の地域資源を最大限活用しながら、関係相談支援機関、事業所等の連携を図り、相談支援体制を充実していくことが必要です。

【取り組みの方向性】

- ・障がい者基幹相談支援センターや自立支援協議会、関係相談支援機関、事業所等の連携により、情報や課題の共有を促進し、相談支援体制を充実していきます。
- ・区役所や相談支援事業所等が集まり、情報や課題を共有し個人の状況やニーズに応じた福祉サービスの向上に努めます。
- ・障がい者基幹相談支援センターの認知度向上に向けた広報を進めます。

(4) こどもの動向によるもの

【現状】

転出入率が高く、外国人世帯も増加していることから、子育て世帯が地域とのつながりや交流の機会を持つことが難しいことがあげられます。相談相手や養育を助けてくれる存在が少なく、孤立感や育児不安に陥りやすい状況が生まれ、深刻な場合にはこどもに対する不適切な養育や、ひいては児童虐待事案が生じる状況にあります。

区役所では、こどもの発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関する様々な相談に応じるほか、関係機関との連携により、地域での子育てに関する情報提供を行っています。

令和6年度から、区役所内にこども家庭センター機能を設置し、子育て世帯に対する支援をさらに強化しています。

児童虐待に関しては、相談や通告をもとに、学校園、保育施設、こども相談センター、区役所等で構成する区要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、支援対象児童等に関する情報や考え方を共有し、役割分担しながら、適切な支援・保護を図っています。

【課題】

子育てにおいて不安や悩みはつきものであり、気軽に相談できる相手や支援者が必要です。子育て世帯を孤立させることなく、地域ぐるみで支援を行っていくことが求められています。

転出入率が高く、外国人世帯が多い当区においては、地域社会とのつながりが薄く、孤立しがちな場合も見受けられ、子育ての不安や悩みを相談する人がなかなか見つからず、悩みを抱えこんでしまう人が増えていることが懸念されます。このような世帯に対し、気軽に相談できる場や、子育て世帯同士の交流の場を提供し、地域の社会資源につないでいくことが必要です。

虐待リスクが潜在している児童や世帯の状況を早期に把握するため、学校園や地域活動団体等との連携をはじめ、ネットワークの強化・拡大を図るとともに児童虐待の相談や通告に対して適切な支援・保護を図る必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・子育て支援情報（多言語化を含む）を積極的に発信・提供していくとともに、地域との関係が薄い、子育てに不安や悩みを持つ保護者に対して、気軽に参加することができる子育て世帯の交流の機会を提供します。

- ・児童虐待について、区要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が情報や考え方を共有し、役割分担しながら適切な支援に努めます。

(5) 生活困窮者の動向によるもの

【現状】

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に対する相談支援体制については施策分野ごとに設置されていますが、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題を抱えた人が増加しています。

例えば、8050問題では、親の介護等の問題は、地域包括支援センターで対応できますが、子への対応はできません。こうした複合的な課題を有する人や世帯への支援は、施策分野ごとの体制では十分に対応できないため、分野横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制として、生活困窮者自立支援機関が整備され、課題に応じて支援調整の場（つながる場）を開催し情報や支援内容を共有しています。

【課題】

生活困窮者自立支援機関や支援調整の場（つながる場）の周知を図るとともに、しゅくみを有効に機能させていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・抱える悩みや求める支援の内容に応じて、どこの窓口に行けばよいか、相談窓口情報の総合的な案内、提供を行います。
- ・複合的な課題を有する人や世帯に的確に対応するため、区役所や関係機関等との連携を強化するとともに、支援調整の場（つながる場）を活用し、適切な支援につなげていきます。

(6) 権利擁護の動向によるもの

【現状】

認知症の早期発見・早期対応を促進するため、認知症診療・ケアの経験豊富な医師と、医療・介護・福祉の専門職で構成する認知症初期集中支援チーム「浪速区オレンジチーム」が設置され、専門スタッフが認知症ではないかと心配されている方を訪問し、相談・支援を行っています。

高齢者や障がい者に対する虐待は、養護者（家族による場合が多い）の介護疲れや認知症、精神疾患等の病気への理解不足が原因であることが多いとされています。日常生活の中で、知らず知らずのうちに虐待に至る場合が多く、どこにでも誰にでも起こる可能性があります。虐待をしている側も受けている側も虐待に関する意識が低く、外から見えにくい家の中で起きることが多いため、家族（養護者）が地域で孤立したまま深刻な事態に陥ることがあります。

高齢者や障がい者に虐待案件が発生した場合は、区役所をはじめ地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、医療等関係機関と協力して情報収集し、場合によっては弁護士、司法書士や社会福祉士などの専門職の助言を受けながら対応しています。

【課題】

「浪速区オレンジチーム」の活動をはじめ、実施されている認知症施策については区民に十分に認知されているとはいえない状況であるため、認知度向上に向けた周知啓発が必要です。

成年後見制度（認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって不動産や預貯金などを管理したり、福祉サービスの利用や病院の入院などの手続きを行ったりすること）は、家庭裁判所への申立ての手続きが煩雑であり、本人や親族の高齢化、単身世帯の増加、親族関係の希薄化など、本来、成年後見制度を必要とするものの、申立てができない人が多く潜在しています。

成年後見制度の認知度が高くないため、問題が露呈してから利用を検討する 경우가少なくありません。

【取り組みの方向性】

- ・虐待の早期発見や未然防止、介護、医療的ケアに関する相談や認知症、精神疾患等に対する理解を深めるため、区の広報紙やホームページを活用して相談窓口や連絡先等について周知します。
- ・成年後見制度の利用促進に向け、制度をていねいに説明した広報を行います。
- ・判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用や財産、日常的な金銭の管理を支援します。

- 高齢者や障がい者に対する虐待案件が発生した場合は、区役所や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、関係機関が協力して情報収集を行い、必要に応じて弁護士など専門職の助言を受けながら対応します。また、関係者による連絡会議や研修会を開催し現状や知識の向上、情報交換を行います。

(7) 災害時等における要援護者への支援

【現状】

区社会福祉協議会に設置されている「見守り相談室」に、行政が保有する要援護者情報（要介護3以上などの一定の要件を有している方）を提供するとともに、地域福祉コーディネート事業により収集した要援護者情報を集約し、同意を得られた方の名簿を地域活動協議会、民生委員・児童委員などに提供し、日常的な見守りに展開しています。

南海トラフ地震*や上町断層帯地震等の発生も懸念されるなか、災害時等要援護者名簿や個別支援プランの作成を進めています。

【課題】

今後、南海トラフ地震*や上町断層帯地震等の発生も懸念されるなか、地域住民による災害時等要援護者への見守り体制を強化し、災害時への備えを進めていく必要があります。

【取り組みの方向性】

- ・地域においても、高齢者や障がい者などの災害時等要援護者を把握しておけるよう支援します。
- ・地域の防災訓練等でも、個別支援プランを活用した安否確認などの対応を想定し、災害時に迅速かつ的確に行えるよう共助の取り組みを進めます。

